

本機構と取引される事業者 各位

<独立行政法人日本学生支援機構の契約に係る情報の公表について>

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）に基づき、本機構と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めることとされているところです。

これに基づき、本機構との取引情報を本機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の本機構への提供及び情報の公表に同意のうえで、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただきますよう御理解と御協力をお願いします。

なお、当該案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意したものとみなさせていただきますので、御了知願います。

但し、予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外とします。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 本機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること。
- ② 本機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること。

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 本機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（機構OB）の人数、職名及び機構における最終職名
- ② 本機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める本機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨  
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上

(3) 本機構へ提供していただく情報

契約締結時に、本機構が提示する「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表に係る報告について」を記載していただき、そのなかで本機構と一定の関係を有する法人と認められた場合は、次に掲げる情報を提供していただきます。

- ① 契約締結日時点で在職している機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び機構における最終職名等）
- ② 直近の事業年度における御社の総売上高又は事業収入及び機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）